


新行財政改革大綱（第2期）

平成26年3月

 秋田県

はじめに

この度、県内各界各層の皆様と幅広く議論を交わし、多くの貴重なご意見やご提言をいただきながら、平成26年度から平成29年度までを実施期間とする「新行財政改革大綱（第2期）」を策定いたしました。

この4年間、人口規模、財政状況等と行政サービスの維持・向上とのバランスを図りつつ、職員数の縮減や総人件費の抑制に努めてきたほか、将来の財政負担を軽減するため、県債の発行を抑制し、プライマリーバランスの黒字を維持するなど、財政規律と財政の健全性を確保してまいりました。

また、二重行政の解消等を目的とする市町村との機能合体を推進し、一部地域においてワンストップサービスの提供を実現したほか、日本一の県職員を目指した研修プログラムを実施し、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図ってきました。

さらには、本県が抱える基本問題の克服や政策課題の解決に向けて、効果的かつ機動的な組織体制を構築するなど、量と質の両面において様々な改革に取り組み、着実に成果を上げてきたところであります。

しかしながら、本県が直面している人口減少・少子高齢化について、平成52年には、人口が約70万人に減り、高齢化率が43.8%に達すると推計されているほか、財政面でも、国の厳しい財政状況に加え、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加等により恒常的な収支不足が見込まれるなど、県の行財政運営を取り巻く環境は、今後一段と厳しさを増してまいります。

もとより、いかなる時代にあっても、元気な秋田を創り上げていくため、全力を尽くしてまいります。これからの人口減少・少子高齢社会を見据えたとき、人口規模の縮小や人口構造の変化がもたらす様々な影響や諸課題に的確に対応できる社会システムや行財政システムを構築する必要があり、まさに今こそ、県民の皆様とともに、知恵を絞りながら、総力を結集して取り組んでいかなければなりません。

このような認識の下、今回の大綱では、「チーム秋田」による県政運営の推進を基本理念に掲げ、その実現に向けて、「県民や市町村との協働・連携」、「行政の質と効率の向上」、「健全な財政運営」を3本の柱に据え、36項目にわたる改革を進めていくこととしました。

この大綱に基づく量と質の両面からの行財政改革に全力で取り組むことにより、人口減少・少子高齢社会における地域づくりや、大綱と実施期間が重なる新たな県政運営指針「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる政策等の着実な実行を支えるとともに、行政サービスの一層の向上を図り、県民の皆様の満足度を高めてまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成26年3月

秋田県行財政改革推進本部長
秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

第 1 基本方針

1 行財政改革のこれまでの取組と成果	1
2 行財政運営の課題	4
3 今後の行財政改革の基本的方向性	10
4 実施期間等	11

第 2 取組項目

改革の柱Ⅰ 県民や市町村との協働・連携

1 県民参加の推進と情報発信力の強化	
No. 1 県民との対話の推進	13
No. 2 政策形成過程への県民参画の促進	14
No. 3 県民への広報の充実	15
No. 4 情報発信力の強化	16
2 県民との協働・連携	
No. 5 多様な主体との協働の推進	17
No. 6 地域貢献活動への参加の促進	18
3 市町村との協働・連携	
No. 7 秋田県市町村未来づくり協働プログラムの推進	19
No. 8 秋田県・市町村協働政策会議の運営	19
No. 9 効果的・効率的な行政システムの構築	20

改革の柱Ⅱ 行政の質と効率の向上

1 県民サービスの維持・向上	
No.10 情報通信技術（ICT）を活用した行政サービスの充実・拡大	22
No.11 公共施設のサービス改善の推進	23
No.12 制度や手続の見直し	24
No.13 地域防災力の強化	25
No.14 業務継続体制の整備	25
2 職員の意識改革と能力向上	
No.15 職員研修の充実と業務への反映	26
No.16 職員の専門性の向上	26

3	公正性・透明性の向上	
No.17	適正な公共調達の実進	27
No.18	職員の再就職に関する透明性の確保	27
4	組織としての業務遂行能力の向上	
No.19	業務改善の実進	28
No.20	政策評価制度の見直し	29
5	時代の変化に対応する県庁組織の見直し	
No.21	職員数の適正管理	29
No.22	行政課題に対応した組織体制の構築	30
6	県の役割の見直し	
No.23	県有施設の管理運営形態の見直し	30
No.24	地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の実進	31
No.25	第三セクターの見直し	31
7	教育環境の向上	
No.26	教育環境の向上	32

改革の柱Ⅲ 健全な財政運営

1	県債発行の抑制	
No.27	県債発行の抑制	34
2	財政2基金の残高確保	
No.28	財政2基金の残高確保	35
3	新規・拡充事業への配分財源確保	
No.29	新規・拡充事業への配分財源確保	35
4	歳入の確保	
No.30	県税に係る収入率の向上と未収額の圧縮	36
No.31	税外未収金の管理・回収の強化	37
No.32	多様な収入の確保	37
No.33	地方交付税の総額確保の要望	38
5	コストの縮減	
No.34	人件費の縮減	38
No.35	維持管理費の縮減と長寿命化施策の実進	39
No.36	投資事業の重点化とコストの縮減	40

参考資料

(参考資料1)	策定経過	42
(参考資料2)	秋田県行財政改革推進委員会 委員名簿	44

第1 基本方針

1 行財政改革のこれまでの取組と成果

(1) 取組の経過

本県では、行財政改革を県政の重要課題と位置付け、これまで数次にわたって大綱やプログラムを策定し、財政の健全化、組織・定員のスリム化、県民サービスの向上、開かれた県政運営、協働・連携の推進等に取り組んできました。

平成22年3月には、平成22年度から平成25年度までを実施期間とする新行財政改革大綱を策定し、それまで進めてきたコスト削減や効率性の追求といった「量の改革」に加え、サービス向上により県民の満足度を高める「質の改革」を目指した取組を進めてきました。

【これまでの取組とテーマ等】

新行財政改革大綱	(平成22～25年度)
<input type="checkbox"/> 市町村・民間との協働や連携 <input type="checkbox"/> 職員の意識改革とサービス向上 <input type="checkbox"/> 県組織の見直しによる業務執行体制の整備 <input type="checkbox"/> 選択と集中による財政運営の推進	
第4期行財政改革推進プログラム	(平成20～21年度)
<input type="checkbox"/> 将来に向けて持続可能な財政基盤の確立 <input type="checkbox"/> 行政運営システムの全面的見直しによるスリムで効率的な行政の実現 <input type="checkbox"/> 分権型社会における県の役割の再構築と県民との協働の促進	
新行財政改革推進プログラム	(平成17～19年度)
<input type="checkbox"/> 民間との協働による地域の自立促進 <input type="checkbox"/> 地方分権時代の行政運営の確立 <input type="checkbox"/> 持続可能な財政基盤の確立	
第2期行政改革推進プログラム	(平成14～16年度)
<input type="checkbox"/> 競争力ある地域社会づくりに向けたシステムの整備 <input type="checkbox"/> 県民との協働による県政の推進	
秋田県行政改革大綱	(平成11～13年度)
<input type="checkbox"/> 時代の変化に柔軟に対応できる行財政システムの確立 <input type="checkbox"/> 公正で透明性の高い行政の推進	

(2) 新行財政改革大綱の主な取組と成果

新行財政改革大綱では、「市町村・民間との協働や連携」、「職員の意識改革とサービス向上」、「県組織の見直しによる業務執行体制の整備」及び「選択と集中による財政運営の推進」の4つのテーマの下、改革に取り組み、次のような成果を上げてきました。

① 市町村・民間との協働や連携

県と市町村とで重複又は類似した業務を双方が一体化して、あるいは共同で実施する機能合体により、住民サービスの向上、業務の効果的实施、行政コストの縮減等を図ってきたほか、ボランティア・NPOの活動の活性化等を背景に、NPO等との協働を進めてきました。

機能合体では、平成23年度から、平鹿地域振興局と横手市との包括的な機能合体がスタートし、また、県と全市町村で構成する秋田県地方税滞納整理機構による地方税徴収対策のほか、観光振興、消費生活相談等分野別の機能合体の取組も10分野に広がってきました。

NPO等との協働については、平成22年度から平成24年度までの3年間で400件を超える事業が実施され、地域の力を高め、豊かで暮らしやすい地域社会の形成に向け、様々な主体との協働が県内各地で展開されるようになりました。

② 職員の意識改革とサービス向上

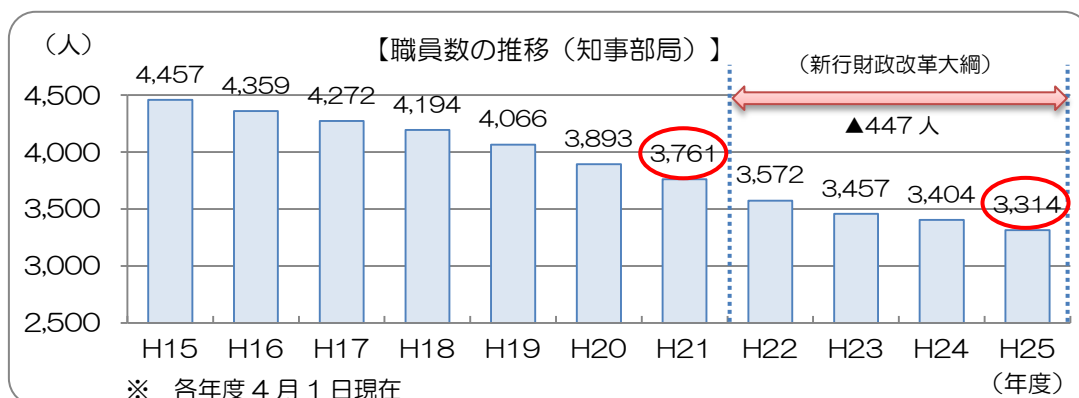
民間シンクタンクや政府系金融機関、メーカー等国内各分野のトップレベルの講師による講演会を実施し、県政の重要課題について、職員の知識を深め、見識を高めてきたほか、意識・知識・見識とも日本一の職員を育成するため、主査級職員を対象とするおよそ4か月間の集中的な研修を実施しました。研修の締め括りとして行っている政策提案のうち、実際に事業化に結びついた提案も見られるなど、職員の政策形成能力の向上に成果を上げてきました。

サービス向上については、指定管理者制度の運用に係るガイドラインを策定し、指定管理者による経営努力の発揮が促されるよう、制度の運用改善を図ったほか、指定管理者制度を導入している施設の管理運営状況等の評価、公表を実施し、サービス水準の向上等に努めました。

③ 県組織の見直しによる業務執行体制の整備

知事公室、総務企画部及び学術国際部を総務部及び企画振興部に再編し、組織のスリム化を図ったほか、喫緊の課題に迅速、かつ、的確に対応するため、観光文化スポーツ部を設置しました。また、太平療育園と小児療育センターを再編統合し、社会福祉の分野では全国初となる地方独立行政法人秋田県立療育機構を設置しました。

平成25年4月1日現在の知事部局の職員数は3,314人で、新行財政改革大綱策定前（平成21年4月1日現在）に比較して、447人の縮減となりました。

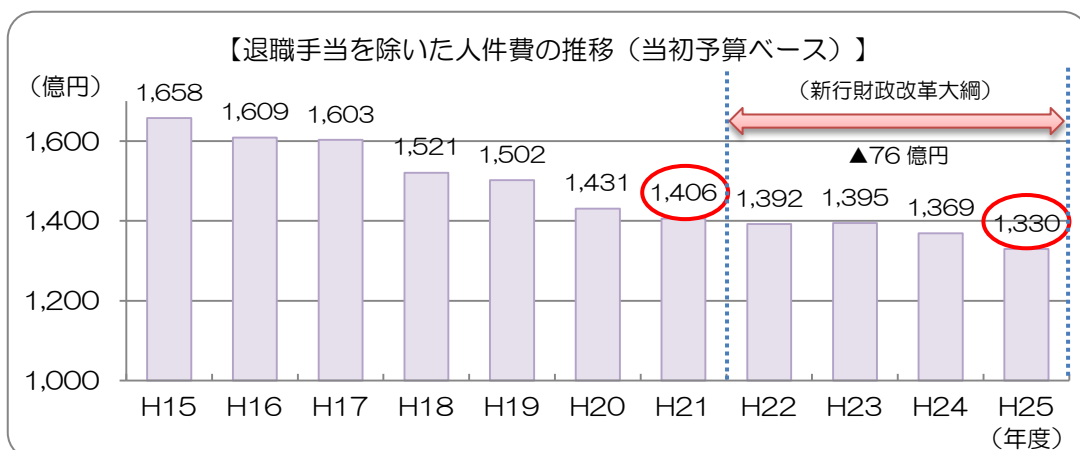


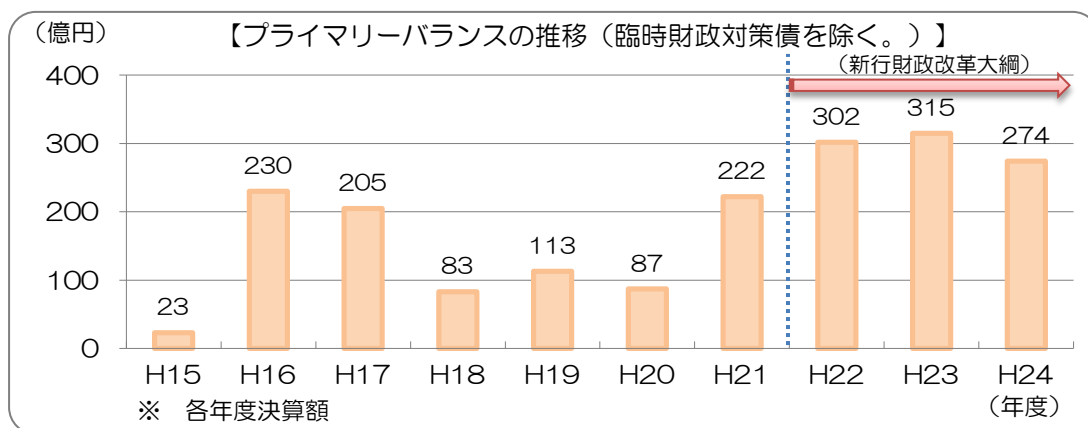
④ 選択と集中による財政運営の推進

事務費や施設運営費等の経常的経費や人件費の縮減を図りつつ、既存事業の見直しによる選択と集中を図ることにより、重点施策に対して、積極的な予算配分を行いました。

退職手当を除いた人件費は、当初予算ベースで平成21年度の1,406億円から、平成25年度には1,330億円となり、76億円の減少となりました。

また、県債の発行抑制に努めてきた結果、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスは黒字を確保してきました。





2 行財政運営の課題

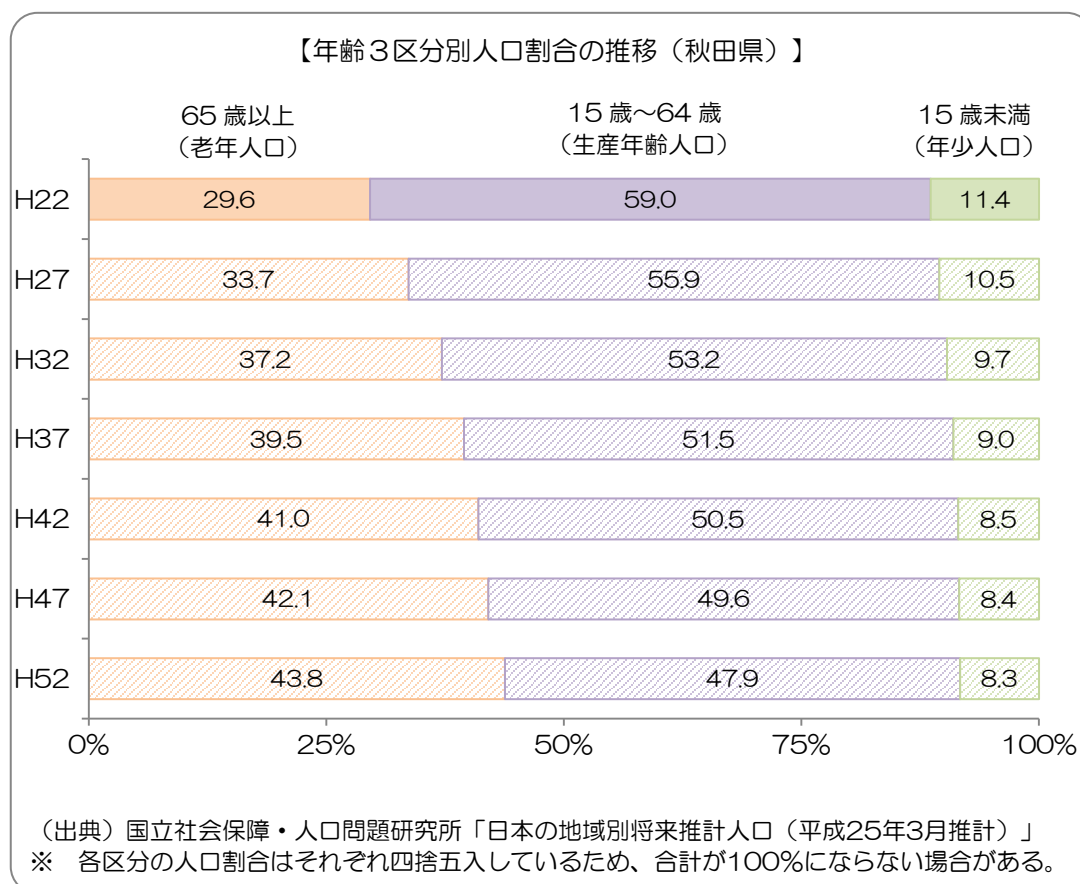
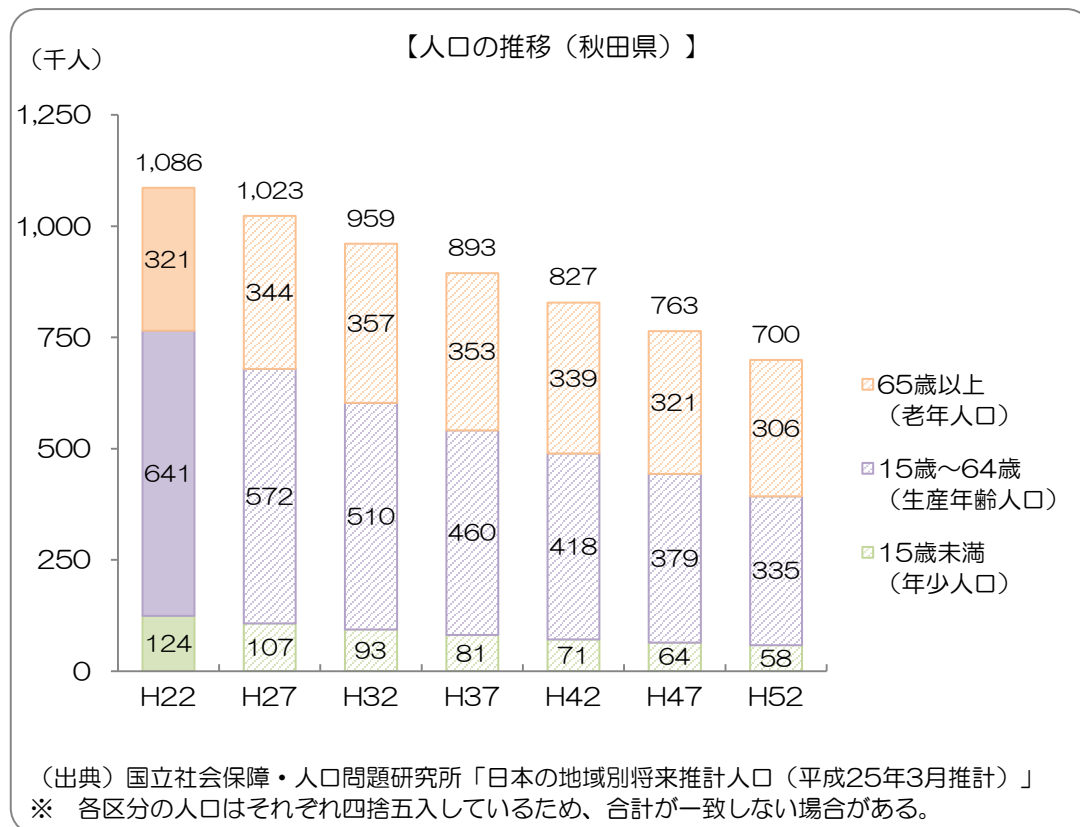
（1）人口減少・少子高齢社会に対応した地域づくり

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成 25 年 3 月）では、平成 52 年の総人口はすべての都道府県で平成 22 年を下回り、本県は、平成 22 年の 108 万 6 千人から 38 万人余り減少し、平成 52 年には約 70 万人になるとの推計も出されています。

老年人口（65 歳以上）割合が 29.6%から 43.8%へと拡大する一方で、年少人口（15 歳未満）は、12 万 4 千人から 5 万 8 千人と半分以下になるほか、生産年齢人口も 33 万 5 千人にまで落ち込み、平成 22 年に比べ約 30 万人の減少、総人口に占める割合も 11 ポイント余り低下するという、極めて厳しい推計となっています。

人口減少と少子高齢化への対応については、本県が抱える基本問題の一つとして、これまででもその克服に向けた取組を進めてきました。

しかし、職員数や財源等が限られている中で、これからの地域づくりを支えていくためには、県はもとより、市町村、NPO、企業・団体、県民等が適切な役割分担の下で、それぞれの役割を的確に果たしながら、相互に協働・連携し、あるいはサポートを行い、総合力で取り組んでいく必要があります。



(2) 急速に進展する情報通信技術（ICT）の活用

インターネットの利用者は年々増加してきており、利用端末も、携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末等自宅や職場のパソコン以外の端末にも拡大しているほか、SNS やブログ、Twitter（ツイッター）等ソーシャルメディアの利用者も増加してきています。

円滑な県政運営、効果的な政策展開等を図るため、これまでも、県民と知事との対話の推進、県政情報の積極的な発信・提供、徹底した情報公開、政策形成過程への県民参画等を進めてきましたが、今後は、急速に進展するICT をさらに効果的に活用し、丁寧、かつタイムリーに情報発信していく必要があります。

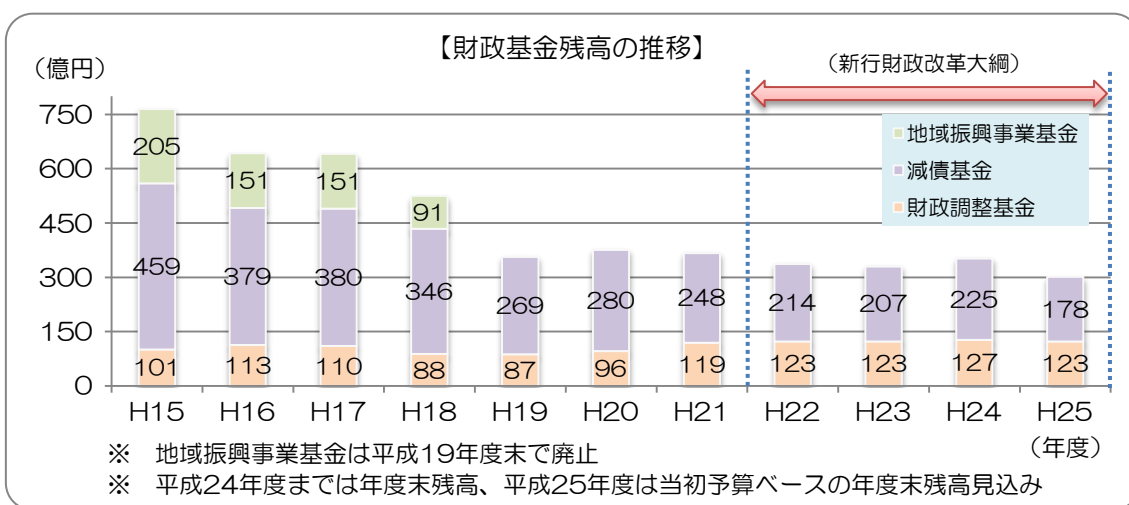
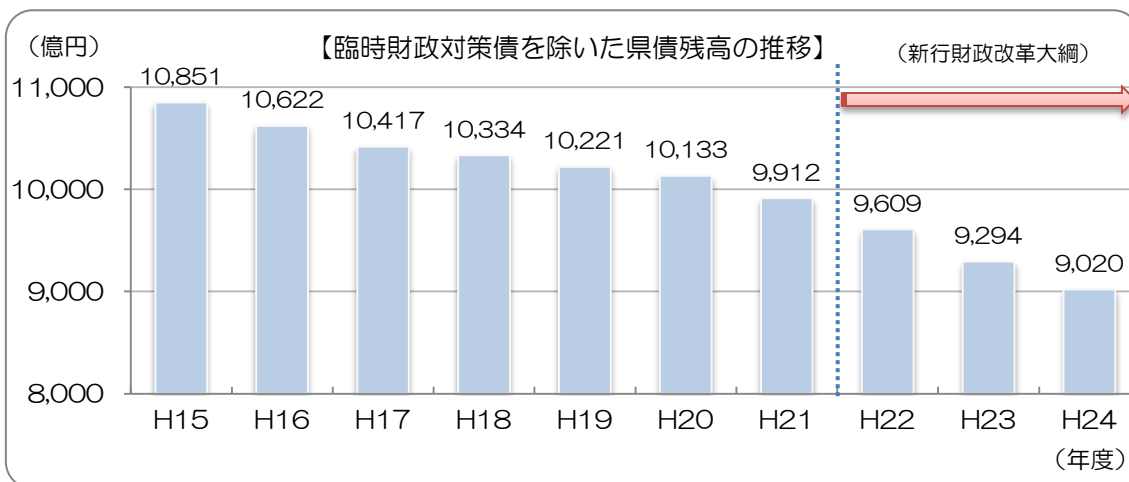
県の情報システムについても、業務の効率化、導入費用や維持管理費の縮減、利用者の利便性の向上等の観点から、進歩し続ける ICT の効果的な活用方を検討していく必要があります。

(3) 収支不足への対応

財政運営面では、県債の発行抑制及び人件費や経常経費の縮減に努めた結果、臨時財政対策債を除いた県債残高は年々減少しており、財政調整基金及び減債基金残高は300億円台を維持しているほか、健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っています（実質赤字及び連結実質赤字の2つの比率は、黒字により算定なし）。

しかしながら、今後、歳出面では、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれる一方、歳入面では、国の財政状況から地方交付税の増加を見込むことができないこと等もあり、当初予算段階では、毎年100億円規模の収支不足が見込まれる状況にあることから、引き続き、一層の歳入確保、必要性や効果を踏まえた制度・事業の見直し等によるコスト縮減を徹底する必要があります。

また、老朽化した社会資本の長寿命化、県有施設の省エネルギー化、情報システムの集約化等により、施設・設備の維持管理費の低減にも努める必要があります。



【健全化判断比率（平成24年度）】

	秋田県	全国平均	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	3.75%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%
実質公債費比率	15.4%	13.7%	25%
将来負担比率	240.0%	210.5%	400%

～実質赤字比率～

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

～連結実質赤字比率～

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額・資金の不足額の標準財政規模に対する比率

～実質公債費比率～

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（※）に対する比率

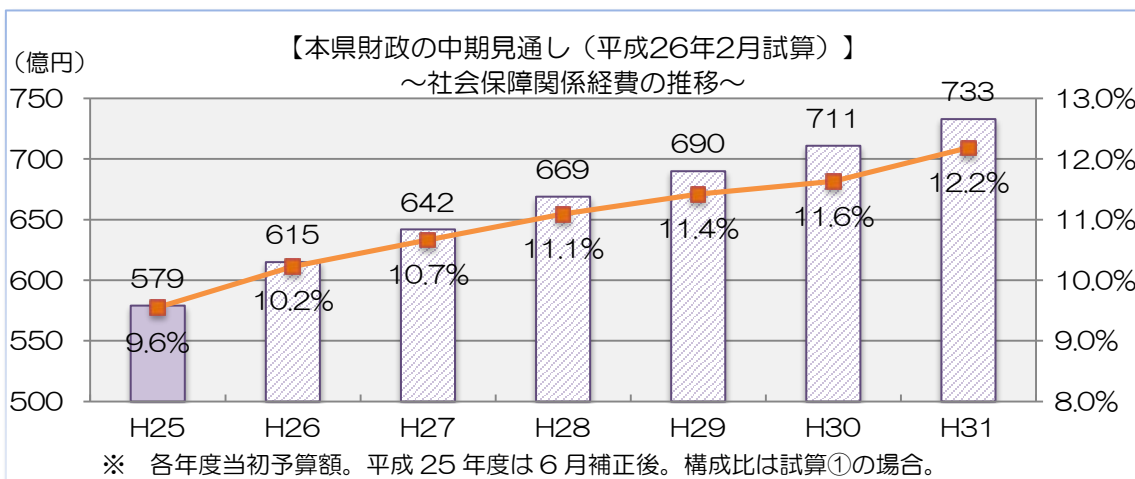
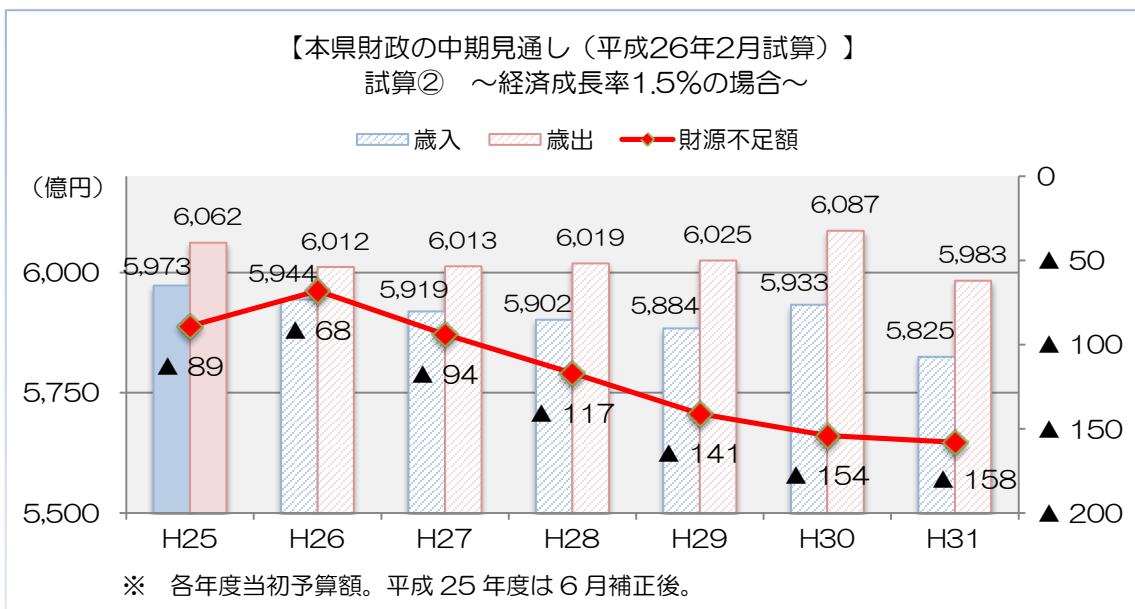
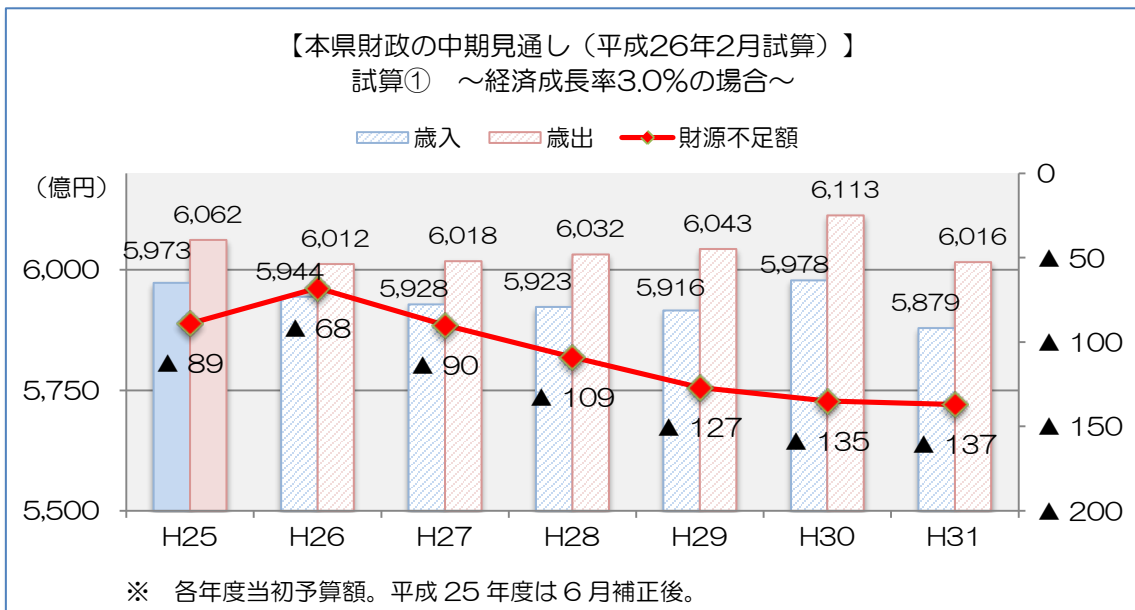
～将来負担比率～

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（※）に対する比率

（※）標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

～早期健全化基準～

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値



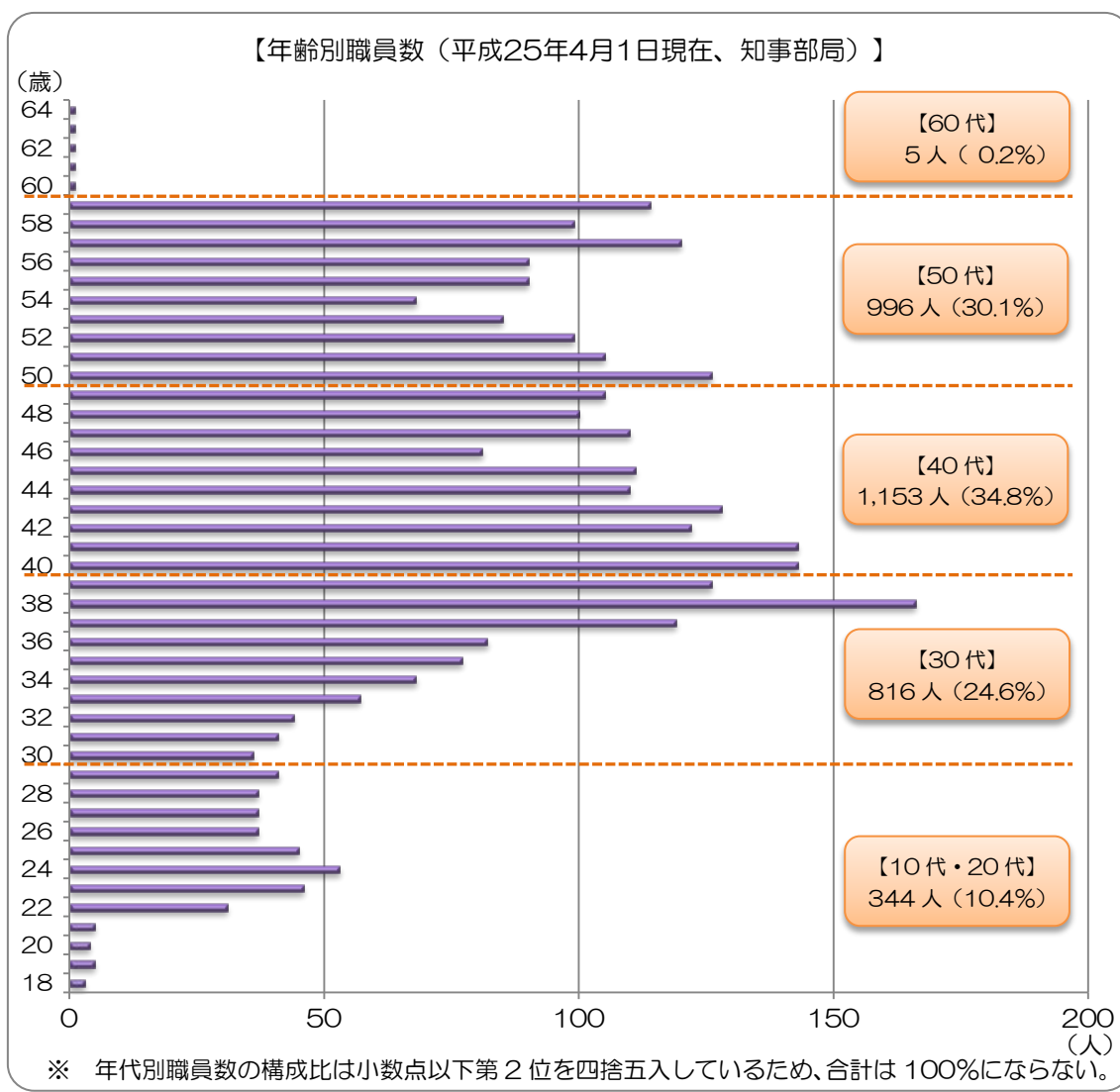
(4) 人材育成と組織力の向上

これまでの職員数縮減の取組により、組織のスリム化や人件費の抑制が図られる等着実な成果を上げてきました。

その一方で、東日本大震災による被災地支援業務や本県への避難者の受入支援業務等新たな行政需要に加えて、地方公務員の雇用と年金の接続への対応も求められています。

今後の定員管理においては、県人口の動向を踏まえつつ、業務量と定員のバランス、年齢構成の平準化等についても十分考慮する必要があります。

限られた職員数で県民サービスの維持、向上を図っていくためには、職員一人ひとりの意識改革や能力開発を行い人材育成に努めるとともに、継続的な業務改善、政策目的の達成やその時々課題に迅速、かつ的確に対応するための組織の見直し等により、組織としての業務遂行能力の向上を図っていく必要があります。



3 今後の行財政改革の基本的方向性

これまでの取組とその成果、行財政運営を取り巻く状況を踏まえ、今後の行財政改革は、次の基本理念の下、その実現に向け、3つの改革の柱で推進します。

(1) 基本理念

人口減少・少子高齢社会における地域づくりや「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の着実な実行を支えるとともに、県民の満足度を高めていくため、引き続き、量と質の両面から行財政改革に取り組み、自立する秋田を目指して「チーム秋田」による県政運営を推進します。

(2) 改革の柱

県民や市町村との協働・連携

人口減少・少子高齢社会における地域づくりを支えていくため、県民や市町村との協働・連携等に取り組みます。

県民との対話の機会の拡充、市町村やNPO等との協働・連携、市町村との機能合
体の拡大、市町村未来づくり協働プログラムの推進 等

行政の質と効率の向上

県民の満足度を高めていくため、人材育成や組織・県有施設の運営主体の見直し、情報通信技術（ICT）の活用等に取り組みます。

職員の意識改革・能力開発、新たな政策課題に対応した組織の見直し、県有施設の
運営主体の見直し、情報通信技術（ICT）を活用したサービスの拡大 等

健全な財政運営

財政面から政策の着実な実行を支えていくため、一層の歳入の確保、コスト縮減の徹底、財政規律の確保等に取り組みます。

一層の歳入の確保、制度・事業の見直し等によるコスト縮減の徹底、施設・設備の
維持管理費の低減、財政規律の確保 等

4 実施期間等

(1) 実施期間

- 平成26年度～平成29年度（4年間）

(2) 推進体制

- 知事を本部長とする秋田県行財政改革推進本部の下で全庁を挙げて取り組みます。

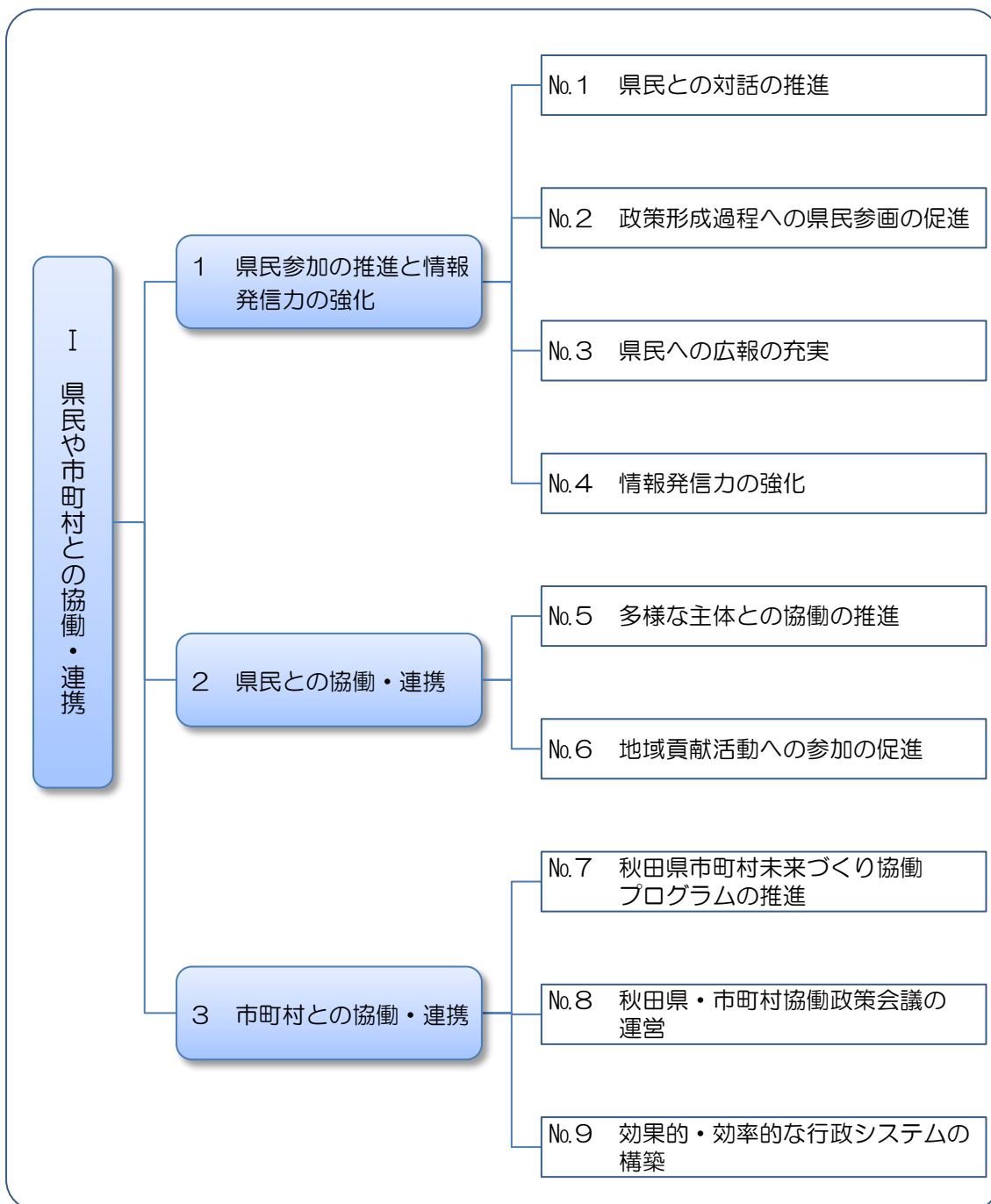
(3) 進行管理

- 毎年度の取組実績については、個々の取組内容のほか、取組目標の実績や各種データにより総合的に評価し、外部委員により構成される秋田県行財政改革推進委員会及び県議会のご意見等をいただきながら、次年度の取組に反映させていきます。また、県民の皆様に分かりやすく公表します。
- なお、取組目標は、取組項目の全体に係る指標や取組項目の一部であっても中心となるような指標がある取組項目について、4年後（又は4年間）の目標値を定めます。

第2 取組項目

改革の柱 I 県民や市町村との協働・連携

〈体 系〉



1 県民参加の推進と情報発信力の強化

No.1 県民との対話の推進

取組方針

- ◎ 県民参加型の行政を推進し、県民の意見を各種計画の策定、施策の推進等に反映させるため、県民との対話を進めます。
- ◎ 広聴活動の充実を図り、業務改善や新たな施策推進の参考とします。

取組内容

① 知事と県民との意見交換会の開催

■取組内容	➤ 知事が県内各地域を訪問し、県政の重要課題について、次代を担う大学生等の若者や、地域において先進的な取組や地域活性化に向けた挑戦をしている方々と自由に意見交換する場を設け、県民のニーズの把握と意見・提言の県政への反映に努めるとともに、県民の県政への参画を促進します。
■担当課等	総合政策課

② 広聴活動の充実

■取組内容	➤ 「知事への手紙」(※1) や電子メールのほか、電話や面談により、県民からの意見・要望等を幅広く受け付けます。また、県公式 facebook (フェイスブック) (※2) 等を活用し、双方向のコミュニケーションの充実を図ります。
■担当課等	広報広聴課

—用語解説—

(※1) 知事への手紙
 所定の用紙、電子メールによるほか、県公式 Web サイト「美の国あきたネット」から直接投稿することも可能。

(※2) facebook (フェイスブック)
 世界で9億人以上が参加している世界最大のソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) (2012年4月現在)。実名での参加が求められており、友人・知人が見つけやすく、気に入った投稿等に気軽に「いいね！」を押すことができる等の特徴がある。また多くの企業・団体が facebook ページを開設し、情報発信やユーザーとの双方向コミュニケーションツールとして活用している。

No.2 政策形成過程への県民参画の促進

取組方針

- ◎ 民間の発想を取り入れた計画等とするため、策定プロセスへの県民参画を促進し、県民の意見を各種計画の策定、施策等の推進に反映させます。
- ◎ 審議会等委員に多様な人材を登用し、政策形成過程への県民参画による開かれた県政の推進を図ります。

取組内容

① 各種計画策定への県民参画の促進

■取組内容	➤ 「秋田県県民参画による計画策定基本方針」に基づき、各種計画の策定プロセスを公表し、計画策定への県民の積極的な参画を促進します。
■担当課等	総合政策課

② 県計画等に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施

■取組内容	➤ 各種計画や条例・規則等を立案する過程で、その内容や趣旨などを県公式 Web サイト「美の国あきたネット」で公表し、県民の皆様からの意見を募集します。
■担当課等	総務課

③ 審議会等への県民参画の促進

■取組内容	➤ 審議会等委員に若者や女性の登用を進めるほか、引き続き、委員の共同公募を実施します。
■担当課等	総務課

No.3 県民への広報の充実

取組方針

- ◎ 伝わる広報を推進し、県民との県政情報の共有化を図ります。
- ◎ リアルタイムでの対応が求められる情報について、既存の広報媒体に加えソーシャルメディアも活用するなど、情報の内容や緊急性等に応じ、多様な広報ツールでタイムリーに発信します。(県政情報、旬の観光情報、災害情報)
- ◎ 「あきた県庁出前講座」において、県の施策・事業を県民に分かりやすく説明するとともに、受講者を通じて当該施策等に対する県民意見の把握に努めます。

取組内容

① 県民への広報の充実

■取組内容	➤ 全戸配布広報紙・新聞広報で、写真・イラストを活用しながら情報発信を行うほか、広報紙の電子書籍化を行い、スマートフォンやタブレット型端末に対応した情報を提供します。また、テレビ広報等を通じ、県の施策・事業等を各世代に、タイムリーに分かりやすく広報します。
■担当課等	広報広聴課

② 多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県公式 Web サイト「美の国あきたネット」、県発行メールマガジン、県公式 Twitter (ツイッター) (※1)・facebook (フェイスブック) 等により、県政情報や旬の観光情報をタイムリーに発信します。 ➤ 災害発生時の被害状況等について、「美の国あきたネット」や防災ポータルサイト (※2) に掲示するとともに、県公式 Twitter (ツイッター) 等によりタイムリーに情報発信します。また、市町村や関係機関からの災害関連情報等を集約し、県・市町村等で共有するとともに、報道機関等に対して一括配信が可能なシステムを運用します。
■担当課等	広報広聴課、観光戦略課イメージアップ推進室、観光振興課、総合防災課、情報企画課

③ あきた県庁出前講座の実施

■取組内容	➤ 県民の要請に応じ、「あきた県庁出前講座」として、県職員自らがその担当分野について講師となって出向き、県事業等について情報提供します。
■担当課等	教育庁生涯学習課

—用語解説—

(※1) Twitter (ツイッター)

1記事が140文字以内のブログ。投稿(ツイート)はそのアカウントをフォローしているユーザーのタイムラインに表示される。関心の高いツイートはフォロワー等のアカウントからツイートしなおされ(リツイート)拡散してゆく。ツイートのことを「つぶやき」とも呼ぶ。

(※2) 防災ポータルサイト

被害情報や避難勧告・指示情報など災害に関する情報、気象警報・注意報や台風情報など気象に関する情報、災害の知識に関する啓発情報や防災に関する各種の計画、河川国道事務所等防災関係機関の情報など秋田県の防災に関する情報を総合的に提供している Web サイト。

No.4 情報発信力の強化

取組方針

- ◎ これまでの集中的な取組で形成した秋田のトータルイメージに基づき、様々な媒体を活用して秋田の人々の心の豊かさ、ものづくりへのこだわり、地域の絆など、背景やストーリー性も含めて、秋田の具体的な魅力をアピールし、数多くの秋田のファンを増やします。また、県主催のイベントについては、部局間の連携を進め、情報発信の効果の向上に努めます。
- ◎ 旬の観光情報などリアルタイムでの対応が求められる情報について、既存の広報媒体に加えソーシャルメディアも活用するなど、情報の内容や緊急性等に応じ、多様な広報ツールでタイムリーに発信します。(県政情報、旬の観光情報)
- ◎ 秋田ゆかりの方々への情報発信を通じて秋田の情報や良さをPRします。

取組内容

① 情報発信力の強化による秋田のイメージアップ

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「あきたびじょん」で表現した秋田のイメージに基づき、様々な媒体を活用して数多くの人々に秋田の魅力をアピールし、秋田のファンの拡大を図ります。 ➢ イベントの事業化に際し、目的や対象等を勘案し、複数のイベントで連携して実施できるものを集約するなど、効果的で効率的なイベント実施に向けた仕組みを検討します。
■担当課等	観光戦略課イメージアップ推進室、総務課

② 多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信(再掲)

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県公式 Web サイト「美の国あきたネット」(英語、中国語、韓国語、ロシア語版)、県公式 Twitter (ツイッター)・facebook (フェイスブック) 等により、国内外に県政情報や旬の観光情報をタイムリーに発信します。
■担当課等	広報広聴課、国際課、観光戦略課イメージアップ推進室、観光振興課

③ 秋田ゆかりの方々を通じた情報発信

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 秋田の応援団人材データ(※)登録者に全戸配布広報紙や観光イベントガイド等を提供します。 ➢ 首都圏を始め、全国各地で活動している秋田県人会等へパンフレット等を提供し、会員を通じて本県のイベントや施策などの情報を多面的に発信します。
■担当課等	広報広聴課、総務課、東京事務所

一用語解説一

(※) 秋田の応援団人材データ

秋田県出身又は秋田県にゆかりのある県外在住者で、自分の技術や経験などを活かし、「秋田県の活性化のために活躍したい」と考えている人を登録したデータバンク。

2 県民との協働・連携

No.5 多様な主体との協働の推進

取組方針

- ◎ 限られた行政資源（予算、人員）を前提に、住民満足度を高めるため、施策現場により近いNPO等の自立的活動支援や多様な主体との協働の取組を推進します。
- ◎ ふるさと秋田に思いを寄せる県人会との協働を推進することにより、県人会との連携を強化し、事業や施策の充実を図ります。

取組内容

① 様々な地域活動を展開する団体の育成・協働

■取組内容	➤ より効率的で住民ニーズに即した行政運営を実現するため、中間支援組織を通じたNPO等への相談事業・情報提供や、起業スキル・ノウハウの専門指導等を強化します。また、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、適切な役割分担のもとで地域課題解決を目指す協働の取組を一層推進します。
■担当課等	地域活力創造課

② 県人会との協働の推進

■取組内容	➤ 全国各地で活動する県人会との協働により、本県情報を広く発信するとともに、県人会活動の活性化を通じた連携の強化、人的ネットワークの拡大を図り、事業や施策の充実を図ります。
■担当課等	総務課、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所

【取組目標】 NPO等との協働件数 621件（H24） ⇔ 750件（H29）

No.6 地域貢献活動への参加の促進

取組方針

- ◎ 職員による多様なボランティア活動を推進するほか、多様な主体との協働・連携に資する地域貢献活動に職員が率先して取り組む環境を側面から支援します。
- ◎ 大学等が地域の「知の拠点」として、住民・企業・自治体等と協働・連携しながら進める教育・研究・地域貢献の取組を促進します。
- ◎ 企業や県民の社会貢献活動への参加を促進します。

取組内容

① 職員の地域貢献活動への参加の促進

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県庁除雪ボランティア隊が、社会福祉協議会等と連携し、地域の要望に基づいて高齢者等要援護者世帯の敷地等の除雪を行います。 ➢ 職員によるスポーツボランティアチームにより、「ささえるスポーツ」を実践することで、県民への活動の広がりを目指すとともに、地域貢献活動の促進を図ります。 ➢ 職員が率先して環境美化に取り組んでいく運動の一環として、通勤途中や庁舎周辺の清掃活動を実施します。 ➢ 消防団員、自治会役員、スポーツ少年団指導者など一定の期間、継続的に従事する必要がある地域貢献活動を行っている職員について、人事配置の面からサポートします。
■担当課等	地域活力創造課、スポーツ振興課、環境整備課、人事課

② 大学や学生等による地域貢献活動の支援

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域課題と大学等の資源のマッチングを促進するとともに、大学や学生等による地域貢献活動を支援します。
■担当課等	学術振興課

③ 企業や県民の社会貢献活動への参加の促進

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路や河川、漁港などの一定区間について、地域住民や地域企業等との協働により、自発的に環境美化・維持管理に取り組む活動（アダプトプログラム）を推進します。 ➢ 個人のスキルや経験を生かした多様なスタイルの社会貢献活動への県民参加を進めます。
■担当課等	建設政策課、水産漁港課、地域活力創造課

【取組目標】	県庁除雪ボランティア隊活動登録者数	平成25年度設置 ⇒ 600人 (H29)
	県職員スポーツボランティアチーム登録者数	59人 (H25) ⇒ 75人 (H29)
	みんなでクリーンアップ作戦参加者数	毎年度延べ4,000人以上

3 市町村との協働・連携

No.7 秋田県市町村未来づくり協働プログラムの推進

取組方針

- ◎ 個別の事業レベルではなく政策レベルで市町村と協働することにより、県と市町村の行政資源を効率的に投入し、地域の重要課題及び県の重要課題の解決を図ります。

取組内容

① 秋田県市町村未来づくり協働プログラムの推進

■取組内容	➤ 市町村の提案に基づく地域課題解決型のプロジェクトについて、県と市町村が一緒になって、企画段階から実施、フォローアップまで推進します。
■担当課等	地域活力創造課

No.8 秋田県・市町村協働政策会議の運営

取組方針

- ◎ 県・市町村協働のための協議の場を設置・運営することにより、県と市町村の協働の取組を推進し、その総合力で住民サービスの向上や地域の活性化、県勢の発展等を図ります。

取組内容

① 秋田県・市町村協働政策会議の運営

■取組内容	➤ 秋田県・市町村協働政策会議において、県と市町村が双方向で政策等の提案を行い、対等な立場で議論し、県及び市町村が協働で取り組むべき政策、施策、事業等に関する合意形成を図ります。
■担当課等	市町村課

No.9 効果的・効率的な行政システムの構築

取組方針

- ◎ 県と市町村の機能合体の取組をその効果を検証しながら更に拡大、普及させるとともに、将来の人口減少社会においても住民サービスの水準を確保するための自治体同士の連携を進めることにより、県と市町村を通じた効果的・効率的な行政システムを構築します。

取組内容

① 市町村との機能合体の拡大、普及

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平鹿地域振興局と横手市とで行われている、事務事業の移管等を通じた執行体制の一体化・共同化、ワンフロア化などの機能合体の取組を、他地域へ普及促進します。 ➤ 観光振興、消費生活相談、職員研修、道路維持管理など、各分野で進めている事業分野ごとの機能合体の取組の他分野への拡大と全県への普及を促進します。
■担当課等	市町村課

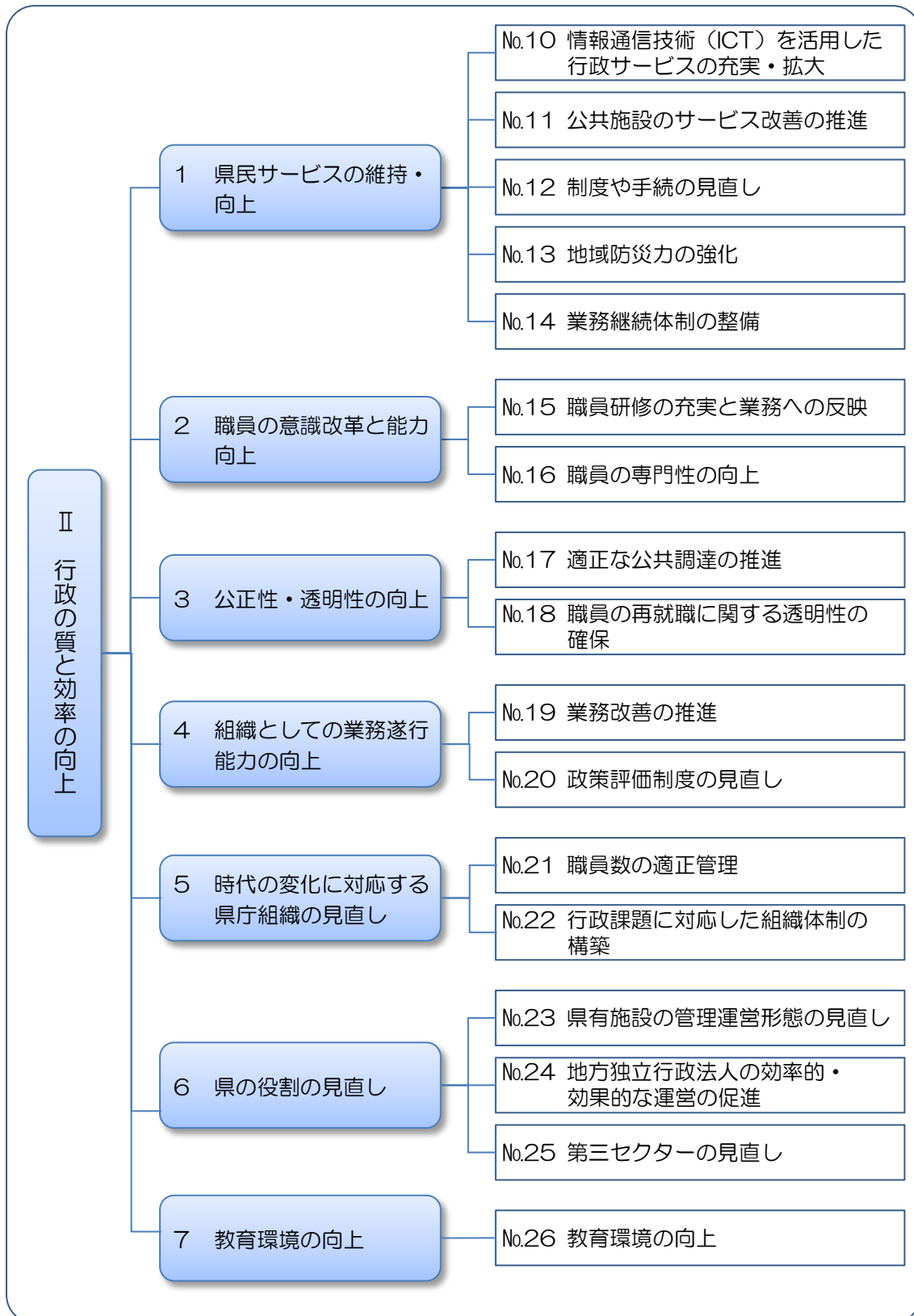
② 市町村の効率的な行政システムの構築の支援

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来の人口減少社会を見据え、県と市町村の有する行政資源を効果的に活用し、住民サービスの水準を確保するための自治体同士の連携のあり方について研究し、県と市町村を通じて人口減少社会に対応できる行政体制を構築します。
■担当課等	市町村課

【取組目標】 自治体同士の連携が実現した取組数 0件（H24） ⇨ 10件（H29）

改革の柱Ⅱ 行政の質と効率の向上

〈体系〉



1 県民サービスの維持・向上

No.10 情報通信技術（ICT）を活用した行政サービスの充実・拡大

取組方針

- ◎ 情報通信技術（ICT）を活用し、行政サービスの充実・拡大を図ります。
（防災情報、図書データ、マイナンバー制度等）
- ◎ 電子申請・届出サービスの対象手続の拡大や携帯電話等からの申請にも対応することで利用者の利便性の向上を図ります。

取組内容

① 情報通信技術（ICT）を活用した行政サービスの拡大

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「秋田県総合防災情報システム」を更新し、最新の通信方式を採り入れ、高速・大容量デジタル通信に対応した、災害に強いシステムを整備、運用します。 ➢ クラウドコンピューティング（※）を活用した図書館総合電算システムにより、県の各教育機関が所蔵する図書、画像、音声等のデータを一元化します。 ➢ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）に基づくマイナンバー制度について、本県独自の活用の仕方を検討します。
■担当課等	総合防災課、教育庁生涯学習課、情報企画課

② 電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し

■取組内容	➢ オンライン化対象手続の掘り起こしを行い、対象手続を拡大します。
■担当課等	情報企画課

—用語解説—

（※）クラウドコンピューティング
インターネット等のネットワークを雲（クラウド）に見立て、雲の中にある外部事業者が提供するコンピュータシステムを利用する形態。システムを自ら整備・運用する場合に比べて、システムの運用経費が安く抑えられる。

No.11 公共施設のサービス改善の推進

取組方針

- ◎ 公共施設(※1)のサービス改善を進め、施設の利用拡大につなげます。
- ◎ 指定管理者(※2)制度導入施設の評価を継続的に実施することにより、指定管理者の業務改善を促し、利用者へのサービスの向上を図ります。

取組内容

① 公共施設のサービス改善状況の公表

■取組内容	➤ 公共施設の利用目標と利用実績、各施設で実施するサービス改善の具体的な取組等を毎年度、公表します。
■担当課等	総務課

② 指定管理者制度導入施設の評価の実施

■取組内容	➤ 指定管理者制度導入施設について、指定管理者による1次評価、県による2次評価を実施するとともに、その結果を毎年度、公表します。
■担当課等	総務課

【取組目標】 公共施設顧客満足度 86.0% (H24) ⇨ 90.0% (H29)
 総合評価(※3)が「A」の施設の割合(指定管理者制度導入施設)
 79.7% (H24) ⇨ 86.0% (H29)

—用語解説—

(※1) 公共施設

公園や運動広場、図書館など一般県民等に使用させるため、国や地方公共団体などが提供する公の施設。

(※2) 指定管理者

地方公共団体が、レクリエーション・スポーツ施設等の公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体。

(※3) 総合評価

指定管理者制度導入施設については、「利用目標の達成状況」、「利用者満足度の状況」、「管理運営体制の状況」及び「サービス向上に向けた取組の実施状況」の4つの観点から、指定管理者による1次評価と県による2次評価を行っており、総合評価は、この4つの観点の評価結果に基づき、良好な順にAからCまでの3段階で判定している。

No.12 制度や手続の見直し

取組方針

- ◎ 各種の制度、法律等に地方の意向を反映させるため、国への要望を行います。
- ◎ 国が義務付け・枠付けしていた各種の基準等を、本県の実情に即したものとすることにより行政の効率化や県民サービスの向上を図ります。
- ◎ 県に対する提出書類や手続を見直し、県民の利便性向上を図ります。

取組内容

① 地方の意向が反映されるための国への要望

- | | |
|-------|--|
| ■取組内容 | ➤ 地方分権改革関連法案等に本県も含めた地方の声が反映されるよう、県単独で、又は全国知事会等を通じて国に要望します。 |
|-------|--|

■担当課等	総合政策課
-------	-------

② 国のさらなる義務付け・枠付け等の見直しへの対応

- | | |
|-------|--|
| ■取組内容 | ➤ 国が進めている地方公共団体の様々な義務付け・枠付けに係る見直しをさらに求めていくとともに、今後見直しの対象となる県の各種の基準等を、本県の実情に即した基準とします。 |
|-------|--|

■担当課等	総合政策課
-------	-------

③ 手続の簡素化・迅速化の推進

- | | |
|-------|------------------------------|
| ■取組内容 | ➤ 県に対する申請書類の簡素化や手続の迅速化を図ります。 |
|-------|------------------------------|

■担当課等	総務課
-------	-----

No.13 地域防災力の強化

取組方針

◎ 大規模、複雑・多様な災害に対応するため、地域防災力を強化します。

取組内容

① 大規模、複雑・多様な災害に対応した地域防災力の強化

■取組内容	➤ 平成 25 年度に全面的な見直しを行った地域防災計画（※1）に基づき、市町村・関係機関と連携した総合的な防災対策を推進し、地域防災力の強化を図ります。
■担当課等	総合防災課

【取組目標】 自主防災組織の組織率（※2） 69.9%（H24） ⇨ 80.0%（H29）

—用語解説—

（※1）地域防災計画

地域における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、災害対策基本法に基づき、県に設置された防災会議が定めた計画。

（※2）自主防災組織の組織率

自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方のもと、地域住民が自主的に結成する組織。災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的として、防災知識の普及や防災訓練、災害時における住民の避難誘導や給食・給水などの活動を行う。町内会を単位として結成されることが一般的。

組織率は、自主防災組織の活動範囲を管内世帯数に占める割合で表す指標であり、カバー率と言う場合もある。

$$\text{組織率（\%）} = \frac{\text{組織がその活動範囲としている地域の世帯数}}{\text{管内世帯数}} \times 100$$

No.14 業務継続体制の整備

取組方針

◎ 業務継続計画に基づき、非常事態発生時においても、業務を継続するための体制を確保し、県民サービスへの影響の最小化を図ります。

取組内容

① 業務継続計画による業務継続体制の整備

■取組内容	➤ 業務継続計画に基づき、応急対策業務や優先度の高い通常業務へ必要な資源（ヒト、モノ等）を確保、配分するなどにより、非常事態が発生した場合でも、業務継続体制を確保します。（大規模災害関連、情報システム関連、新型インフルエンザ等）
■担当課等	総合防災課、情報企画課、健康推進課、総務課

2 職員の意識改革と能力向上

No.15 職員研修の充実と業務への反映

取組方針

- ◎ 研修成果の業務への反映について事後チェックを行い、より効果的な研修実施に努めます。
- ◎ 県行政の様々な課題に迅速・的確に対応する能力を向上させるため、能力開発研修を実施し、若手職員を中心に幅広い職階の職員の受講を促します。

取組内容

① 研修の見直し

- | | |
|-------|--|
| ■取組内容 | ➤ 研修評価を踏まえ、科目構成や実施方法等の最適化を図るとともに、職員自身も研修成果を、より効果的に業務にフィードバックさせるために、アフターフォローを実施します。 |
|-------|--|

■担当課等 人事課

② 若手職員を中心とする能力開発研修の充実

- | | |
|-------|--|
| ■取組内容 | ➤ 若手職員の能力開発研修受講を促進しつつ、組織全体で、それぞれの役職段階に応じて求められる能力開発に、最も適した時期に取り組めるような仕組みづくりに努めます。 |
|-------|--|

■担当課等 人事課

No.16 職員の専門性の向上

取組方針

- ◎ 限られた職員数で組織力を維持・向上させるため、専門的知識の習得とその活用を図ります。

取組内容

① 専門性を持った職員の計画的育成

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➤ 事務職については、比較的長期間の配置や、若手職員のジョブローテーション(※)を実施するとともに、専門的な知識や経験を必要とする業務分野には、過去に同種の業務経験を有する職員を積極的に配置するなど、職員の能力や適性を考慮した人事配置を行います。 |
|-------|---|

■担当課等 人事課

② 技術職員の計画的な採用と育成

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➤ 技術職については、専門技術力の維持・向上を図るため、計画的な採用やバランスのとれた人事配置を行うとともに、外部研修等も活用し、計画的な育成を行います。 |
|-------|---|

■担当課等 人事課

—用語解説—

(※) ジョブローテーション

複数の業務部門を経験させることにより、知識や多様な視点の習得状況、各業務への適性判断を踏まえ、組織内で求められる能力を長期的に形成できるよう、計画的に人事異動を行うこと。

3 公正性・透明性の向上

No.17 適正な公共調達への推進

取組方針

- ◎ 適正な公共調達を行うため、価格と品質で総合的に優れた調達手法として建設工事及び土木関係建設コンサルタントにおける設計業務について、総合評価落札方式^(※)に取り組みます。
- ◎ 予定価格の事後公表のモデル的試行を通じて、事前公表と事後公表のメリット、デメリットを検証し、入札契約制度のより適切な運用に努めます。

取組内容

① 総合評価落札方式の推進

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 県で発注する予定価格 4,000 万円以上の工事について、企業の技術力や創意工夫による品質・性能の向上等を期待できる工事を対象に総合評価落札方式に取り組みます。 ➢ 建設部及び農林水産部で発注する予定価格 500 万円以上の土木関係建設コンサルタントの設計業務で、企業及び技術者の技術的能力等が業務の品質向上を期待できる業務を対象に総合評価落札方式に取り組みます。
■担当課等	技術管理課

② 建設工事における予定価格の公表のあり方の検討

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建設工事における予定価格の公表時期のあり方について、事後公表のモデル的試行を通じて検証等を行います。
■担当課等	建設政策課

【取組目標】 総合評価落札方式の実施割合（予定価格 4,000 万円以上の工事） 毎年度 50%

—用語解説—

(※) 総合評価落札方式
 企業の技術力や創意工夫による耐久性の向上、品質等の確保が期待できる工事（業務）を対象として、企業の施工実績や技術者の技術的能力・地域貢献などのほか、簡易な施工計画の提案、技術提案など価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式。

No.18 職員の再就職に関する透明性の確保

取組方針

- ◎ 職員の再就職に関する情報の公開や営利企業への再就職制限等により、再就職に関する透明性を確保します。

取組内容

① 再就職に関する情報の公開

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員の再就職に関する情報を、毎年度公表します。
■担当課等	人事課

② 職員の営利企業への再就職制限や出資法人等に再就職した場合の給料等の規制

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員が県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することの制限や職員が出資法人等に再就職した場合の給料等の上限の設定及び退職金の規制を行います。
■担当課等	人事課

4 組織としての業務遂行能力の向上

No.19 業務改善の推進

取組方針

- ◎ 職員数が限られている中、事務処理の簡素化・迅速化やスリムで効率的な業務推進体制を確立することによる、行政サービスの維持・向上を図り、新たな行政課題にも速やかに対応します。
- ◎ 組織体制と職員意識の両面から事務ミス防止に向けた取組を推進します。
- ◎ 業務の進捗状況や各種行事等の情報共有を促進し、業務の円滑な遂行と良好な職場環境を構築するほか、あいさつの励行など、県民への丁寧な接遇態度の醸成を図ります。
- ◎ 各種手順書等を電子掲示板、共有サーバ等に掲示し、職員間の情報共有を推進するとともに、業務の効率化を図ります。

取組内容

① 事務事業の見直し

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➢ 県が実施する事務事業について、「廃止」、「民間委託」、「縮小・効率化」等の観点から不断の見直しを進めます。 |
|-------|---|

■担当課等	総務課
-------	-----

② 業務全般にわたるきめ細かな改善の推進

- | | |
|-------|--|
| ■取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 庁内会議の効率化、執務環境の改善など、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。 ➢ 各所属が主体的に業務改善に取り組めるよう、工夫・改善の事例を情報共有します。 ➢ ナレッジマネジメントの手法を活かした業務改善、事務ミス防止を推進します。 |
|-------|--|

■担当課等	総務課
-------	-----

③ 事務ミス防止に向けた取組の推進

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➢ 事務処理マニュアルの確認と更新を徹底するとともに、継続的な事務ミス防止研修等の職員研修の実施により、事務ミス防止に対する職員の意識を向上・持続させます。また、事務ミスが発生した場合は、ミスの内容や原因等について、組織全体で情報を共有し、ミスの再発を防ぐ体制を構築します。 |
|-------|---|

■担当課等	総務課
-------	-----

④ 職員間のコミュニケーションの充実による円滑な業務遂行

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 班内での職員の意思疎通を図り共通意識をもって業務を円滑に遂行するため、班員の動向や業務進行について確認する「朝コミ」の実施を継続します。 ➢ 県庁の各所属における情報共有と意思疎通等を円滑に進めるため、「さわやかほほえみあいさつ運動」の一環として「朝礼」を実施します。また、来庁者や電話への対応では、あいさつを励行し、県民への丁寧な対応に努めます。 |
|-------|---|

■担当課等	人事課、地域活力創造課
-------	-------------

⑤ 情報通信技術（ICT）を活用した職員間の情報共有の推進

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| ■取組内容 | ➢ 電子掲示板、共有サーバ等を活用することで、各種業務情報等を共有します。 |
|-------|---------------------------------------|

■担当課等	情報企画課
-------	-------

No.20 政策評価制度の見直し

取組方針

- ◎ 政策等の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、評価結果の政策等への適切な反映を図るとともに、評価情報を公開し、県の行政活動について県民への説明責任を果たします。

取組内容

① 政策評価制度の見直し

■取組内容	➤ 政策の評価結果がより有効に施策に反映されるよう評価の手法等を見直すとともに、記載項目等を点検し、より県民に分かりやすい評価になるように改善します。
■担当課等	総合政策課

5 時代の変化に対応する県庁組織の見直し

No.21 職員数の適正管理

取組方針

- ◎ 職員の年齢構成バランスを考慮し、新規採用数の平準化を図りながら簡素で効率的な行政運営を進めます。
- ◎ 定年退職警察官が長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を活用することにより、現場執行力の確保及び後継者の育成を図り、もって県民の安全で安心な暮らしを守ります。

取組内容

① 定員管理計画に基づく定員の管理

■取組内容	➤ 定員管理計画を作成し、行政サービスの維持・向上に配慮しながら引き続き職員数の適正化を図り、その結果を毎年度公表します。また、再任用制度を的確に実施します。
■担当課等	人事課

② 再任用制度の円滑実施

■取組内容	➤ 大量退職に伴う警察力の低下を防止し、伝承による後継者育成を図るため、定年退職警察官の再任用を実施します。
■担当課等	警察本部警務課

No.22 行政課題に対応した組織体制の構築

取組方針

- ◎ 時代のニーズや課題を踏まえ、組織再編による指揮命令システムの効率化や柔軟な組織の設置により、適正な業務執行体制を整備します。

取組内容

① 適正な組織体制の構築

■取組内容	➤ 簡素で効率的な県政運営を推進するとともに、重要施策や特定課題に対する的確な対応を行うため、組織再編やプロジェクトチームの設置など、柔軟な組織体制を構築します。
■担当課等	人事課

6 県の役割の見直し

No.23 県有施設の管理運営形態の見直し

取組方針

- ◎ 県民サービス向上などの観点から、県有施設の運営主体の見直しを図ります。
◎ 空港の経営改革と活性化を図るため、秋田空港の民営化(※)を検討します。

取組内容

① 県有施設の管理運営形態の見直し

■取組内容	➤ 老朽化と余剰が進展している状況を踏まえ、将来的な県有施設のあり方を検討の上、総合的かつ計画的に管理する基本方針を定め、市町村や民間による管理が望ましい施設については譲渡等を検討するほか、引き続き、維持すべき施設については、管理運営形態の見直しを進めます。
■担当課等	総務課、財産活用課

② 秋田空港の民営化の検討

■取組内容	➤ 秋田空港について、運営権の売却や指定管理者制度など様々な手法のメリット・デメリットの整理や、除雪や施設の老朽化等の課題などを踏まえ、最適な民営化のあり方を検討します。
■担当課等	港湾空港課

—用語解説—

(※) 空港の民営化
空港の運営を民間に委ねること。国管理空港が進める「運営権の売却」のほか、「指定管理者制度」などがある。

No.24 地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の促進

取組方針

- ◎ 自己財源の確保や経費の節減等、公立大学法人の中期計画に基づく経営努力の取組を促進します。
- ◎ 業務運営の改善及び運営費交付金の抑制の観点から、中期計画に基づく取組状況についての検証を行うことにより、地方独立行政法人の効率的・効果的な運営を促進します。

取組内容

① 地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の促進

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公立大学法人に対する運営費交付金について、算定ルールに基づく学生教育間接経費の縮減を継続するとともに、大学経営等の状況に関する積極的な情報公開を促進します。 ➢ 秋田県立療育機構が、中期計画に基づき実施する収入の確保及び費用の節減に向けた取組状況について検証を行います。 ➢ 秋田県立病院機構が、中期計画に基づき実施する効率的な運営体制の構築を目指した業務の見直しや、収入の確保及び費用の節減に向けた取組状況について検証を行います。 ➢ 上記各法人について、県からの派遣職員数の縮小を図っていきます。
■担当課等	学術振興課、障害福祉課、医務薬事課

No.25 第三セクターの見直し

取組方針

- ◎ 「第三セクター(※1)の経営の健全化等に関する行動計画」において第三セクターのあり方及び県関与についての見直しを行うとともに、経営健全化に向けた適切な指導を行います。

取組内容

① 「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画」の策定及び実施

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人別・年度別の行動計画を策定し、公表します。 ➢ 策定した行動計画については、その取組状況を毎年度検証するとともに、必要な場合は次年度以降の行動計画を見直します。
■担当課等	総務課

② 第三セクターの経営評価(※2)及び経営指導の実施

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 公認会計士による経営評価を毎年度実施し、その結果を公表します。 ➢ PDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルの中で、経営評価における指摘事項を行動計画の見直しに反映させていきます。
■担当課等	総務課

—用語解説—

(※1) 第三セクター

公共と民間の共同出資による事業体の通称。そのうち、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの25%以上を出資している法人を対象に行動計画を策定。

(※2) 経営評価

県の出資等比率25%以上の法人について、法人運営を健全性、発展性、収益性(株式会社のみ)及び効率性の観点から、主要な経営指標に基づき分析するとともに、経営目標の達成状況に、3つの視点(連続赤字になっていないか、累積損失はないか、巨額の負債等により将来の経営に支障を来す要因はないか)も考慮して、公認会計士が「概ね安定した経営内容」、「一層の努力を要する経営内容」の2段階で評価を実施している。

7 教育環境の向上

No.26 教育環境の向上

取組方針

- ◎ ライフステージに応じた教職員研修による資質能力の総合的な向上を図ります。
- ◎ 引き続き教育専門監（※1）の認定者の拡充を図り、その一層の活用を図ります。
- ◎ 学校規模の適正化を図り、生徒一人一人の自立を目指す特色ある学校づくりを推進します。

取組内容

① ライフステージに応じた研修による教員の資質能力の総合的な向上

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教員の授業力・学級経営能力・生徒指導力等の実践的指導力、学校組織を活性化させるための組織マネジメント能力等を養成します。 ➤ 小学校外国語活動担当教員や中高英語科教員の英語教育研修、小中学校教員の観察・実験指導研修、中高・高大連携等に基づいた高校教員研修、特別支援学級担任教員等の専門性向上研修等により、教員の指導力向上を図ります。
■担当課等	教育庁総務課

② 教育専門監の活用による学校の教育力の向上

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各校種において高い専門知識と実践的指導力を有する教員を教育専門監として発令し、勤務校での授業のほか、他の学校でのチームティーチング（※2）の実践や他の学校等からの依頼に応じて当該専門的事項についての指導及び助言などを行うことにより、優れた指導方法を広め、各校における教育力を高めます。
■担当課等	教育庁義務教育課、教育庁高校教育課、教育庁特別支援教育課

③ 学校規模の適正化による魅力ある学校づくりの推進

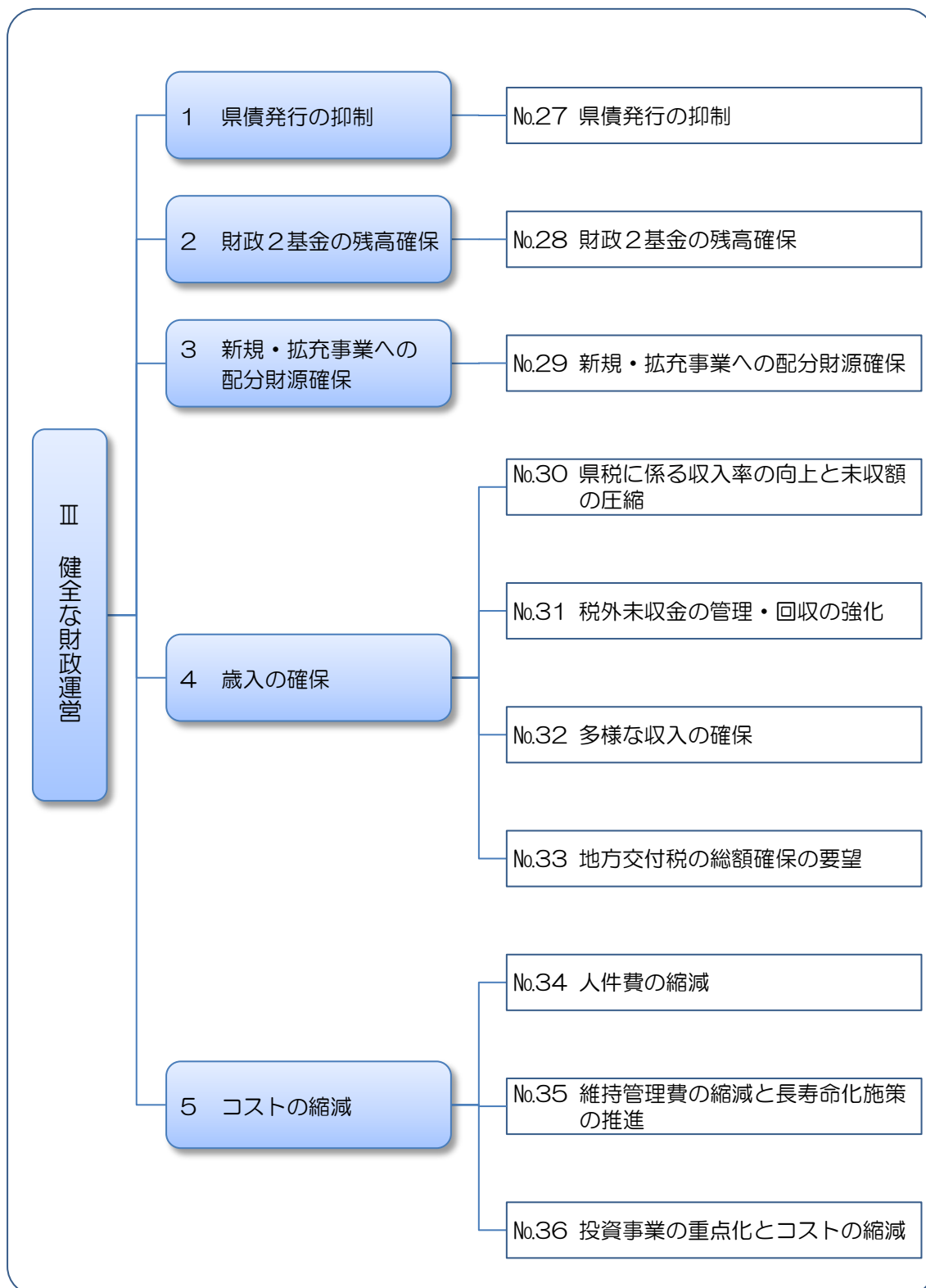
■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第六次秋田県高等学校総合整備計画（平成23年度～平成27年度）に基づき角館地区統合校、大館地区統合校、県北地区定時制基幹校を設置します。
■担当課等	教育庁高校教育課

—用語解説—

- （※1）教育専門監
教科指導、部活動指導、特別支援教育など、特定の教育分野に関し卓越した力を有すると認定された教員。
- （※2）チームティーチング
複数の教員がチームを組んで児童生徒の指導に当たる体制。

改革の柱Ⅲ 健全な財政運営

〈体 系〉



1 県債発行の抑制

No.27 県債発行の抑制

取組方針

- ◎ 県債発行総額の抑制によりプライマリーバランス(※1)の黒字継続を図るなど、将来の世代に過大な負担を残さない健全な財政運営を行います。

取組内容

① 県債発行の抑制

■取組内容	<p>➤ 退職手当債(※2)及び行政改革推進債(※3)の新規発行の見送りなどにより県債発行総額の抑制を図り、臨時財政対策債(※4)を除いたプライマリーバランスの黒字を継続するとともに、実質公債費比率(※5)18%未満を維持し、健全な財政運営を図ります。</p>
■担当課等	財政課

—用語解説—

(※1) プライマリーバランス

財政の健全性を示す指標で、一般的には県債の元利償還額と県債収入との差を用いるが、本県ではより厳しく、県債の元金償還額と県債収入との差を指標としており、この値が黒字である場合は、県債残高の減少を意味する。

(※2) 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処しつつ、今後の総人件費削減を進めるため、定年退職者等の退職手当の財源に充てるために発行する地方債。

(※3) 行政改革推進債

自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が、公共施設の整備事業等の財源に充てるために通常の地方債に加えて発行する地方債。行政改革の取組により将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内で発行可能。

(※4) 臨時財政対策債

国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債発行可能額として振り替え、自治体が地方債を発行することにより補填する制度。その元利償還金相当額については、実際の発行の有無にかかわらず、発行可能額の全額が後年度に地方交付税として措置される。

(※5) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する実質的な公債費(地方債の元利償還額及びこれに準じる額)が財政に及ぼす影響を表す指標。18%以上の団体は、地方債の発行に際し、国の許可が必要となる。

【取組目標】	プライマリーバランス(臨時財政対策債を除く。)	毎年度黒字を確保
	実質公債費比率	毎年度18%未満を維持

2 財政2基金の残高確保

No.28 財政2基金の残高確保

取組方針

- ◎ 災害発生時や緊急時等に必要となる財源を確保することにより、安定的な財政運営を図ります。

取組内容

① 財政2基金（財政調整基金（※1）・減債基金（※2））の残高確保

■取組内容	➤ 財政2基金の残高について 300 億円台を維持し、災害発生時や緊急時等に必要となる財源を確保します。
■担当課等	財政課

【取組目標】 財政2基金（財政調整基金・減債基金）の年度末残高 毎年度 300 億円以上を確保

—用語解説—

- （※1）財政調整基金
災害の応急対策その他特別の事件に要する経費の財源に充てることにより財政の調整を図るための基金。
- （※2）減債基金
県債の償還財源を計画的に確保するための基金。

3 新規・拡充事業への配分財源確保

No.29 新規・拡充事業への配分財源確保

取組方針

- ◎ 財政の中期見通しにおいて、今後5年間の財源不足は、当初予算段階で毎年 100 億円規模になると見込まれることから、今後も政策的に打ち出すべき新規・拡充事業に予算を配分していくため、既存事業の抜本的な見直しにより財源を確保します。

取組内容

① 既存事業の見直しによる新規・拡充事業への配分財源確保

■取組内容	➤ 既存事業の見直しにより、秋田の発展につながる新規・拡充事業への予算配分の財源を確保します。
■担当課等	財政課

4 歳入の確保

No.30 県税に係る収入率の向上と未収額の圧縮

取組方針

- ◎ 適切な滞納整理、納税機会の拡大による県税の収入率の向上・未収額の圧縮を図るほか、電子申告（※1）の活用により、適正・効率的な課税業務を推進します。
- ◎ 県と市町村双方の税込確保に努めるとともに、滞納整理技術の向上を図り、個人県民税の未収額の圧縮を図ります。

取組内容

① 県税に係る収入率の向上と未収額の圧縮

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 債権を中心とした差押やタイヤロック（※2）、インターネット公売（※3）を活用した滞納整理を実施するとともに、休日・夜間納税窓口の開設などによる自主納税の促進を図るほか、電子納税（※4）などの導入について検討します。 また、電子申告の活用を促進していきます。 ▶ 県と市町村とで構成する「秋田県地方税滞納整理機構」（※5）が個人住民税を中心とした滞納整理を推進し、個人県民税の未収額の圧縮を図ります。
■担当課等	税務課、税務課徴収特別対策室

【取組目標】	県税の現年度分収入率	99.27% (H24)	⇒	99.33% (H29)
	県税の未納繰越額	24 億 1,100 万円 (H24)	⇒	21 億 9,700 万円 (H29)

—用語解説—

<p>（※1）電子申告 法人の県民税・事業税について、インターネットを経由して行う申告手続。</p> <p>（※2）タイヤロック 差し押さえた自動車が走行できないようにタイヤを固定する装置。</p> <p>（※3）インターネット公売 インターネットの官公庁オークションサイトにおいて、競り売りの方法により実施する公売。</p> <p>（※4）電子納税 口座振替による納税、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMによる納税。</p> <p>（※5）秋田県地方税滞納整理機構 県と県内全市町村が協働して、個人住民税をはじめとする市町村税の滞納整理を推進し、県及び市町村の税込確保するとともに、滞納整理技術の向上を図ることを目的として平成22年4月設立。</p>

No.31 税外未収金の管理・回収の強化

取組方針

- ◎ 全庁横断的組織である「債権管理検討委員会」の取組により、有効な対策を検討しながら適切な債権管理に努め、税外未収金の抑制を図ります。

取組内容

① 税外未収金の管理・回収の強化

■取組内容	▶ 「債権管理検討委員会」とワーキンググループを開催して情報とノウハウを共有するとともに、債権回収強化月間を設けて集中的な取組をする等の対策を実施し、税外未収金の新規発生の抑制及び回収・整理の推進を図ります。
■担当課等	会計課

【取組目標】 税外未収金の回収額 毎年度 6,500 万円以上を回収

No.32 多様な収入の確保

取組方針

- ◎ 県有資産（土地、建物）の利活用推進と総量縮減を図ります。
 ◎ 県有資産等を活用した広告事業を推進することにより、歳入の拡大を図ります。
 ◎ ふるさと納税（※1）を活用した寄付の増加を図ります。

取組内容

① 県有資産の最適管理（ファシリティマネジメント（※2））の推進

■取組内容	▶ 未利用地や長期間貸出実績のない施設等、低・未利用の資産について、その必要性を見極め、集約化、用途変更や市町村との共同使用による利活用策を検討し、余剰資産は売却や貸付、解体に努め、総量縮減による資産のスリム化及び管理経費の縮減を図ります。
■担当課等	財産活用課

② 県有資産等を活用した広告事業の推進

■取組内容	▶ 庁舎、スポーツ施設、Web サイト、印刷物等を広告媒体として活用する広告事業を推進します。
■担当課等	総務課

③ ふるさと納税を活用した寄付の呼びかけ

■取組内容	▶ 市町村、県外事務所、県人会等と連携しながら、各種イベントの活用やパンフレット配布方法の工夫などにより、広報活動を強化します。
■担当課等	総合政策課

【取組目標】 県有資産の売却額 毎年度 1 億円以上を確保

－用語解説－

（※1）ふるさと納税

地方自治体に寄付することで、寄付した額のほぼ全額が税額控除される制度。

（※2）ファシリティマネジメント

業務用不動産（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、使用し、運営し、維持するための総合的な管理手法。

No.33 地方交付税の総額確保の要望

取組方針

- ◎ 地方交付税の総額確保を図り、地方財政基盤の充実強化を図ります。

取組内容

① 地方交付税の総額確保の要望

■取組内容	➤ 地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の強化に向け、全国知事会等を通じて、地方交付税等の総額確保を求めます。
■担当課等	総合政策課

5 コストの縮減

No.34 人件費の縮減

取組方針

- ◎ 行政運営の効率化に向けて適正な職員配置を推進するなどにより、人件費の縮減を図ります。

取組内容

① 人件費の縮減

■取組内容	➤ 職員数の適正化や教員の適正配置等を推進して給与費を縮減します。 ➤ 民間における退職給付の状況等を踏まえ、退職手当の支給水準の見直しを行います。
■担当課等	人事課、教育庁総務課

No.35 維持管理費の縮減と長寿命化施策の推進

取組方針

- ◎ 県有資産（土地、建物）の利活用推進と総量縮減を図ります。（再掲）
- ◎ 県有施設におけるエネルギーの効率的な利用の推進により、エネルギー使用量の削減を図ります。
- ◎ 情報システムに係る導入経費及び維持管理経費を縮減するため、個別システムの統合を進めます。
- ◎ 公共建築物や公共土木施設等の維持管理費が今後さらに増大することが見込まれ、必要な改築や維持管理も難しくなるため、計画的・効率的な維持管理を行うことにより、既存施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。

取組内容

① 県有資産の最適管理（ファシリティマネジメント）の推進（再掲）

■取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 未利用地や長期間貸出実績のない施設等、低・未利用の資産について、その必要性を見極め、集約化、用途変更や市町村との共同使用による利活用策を検討し、余剰資産は売却や貸付、解体に努め、総量縮減による資産のスリム化及び管理経費の縮減を図ります。 ➢ 人口・財政規模の縮小に見合った資産総量とするよう県有施設のあり方について基本方針を策定し、廃止や統合による総量縮減への検討を進めます。
■担当課等	財産活用課、総務課

② 県有施設の省エネルギーの推進

■取組内容	➢ 高効率機器（LED 照明等）への更新や運用改善により、県有施設で使用されるエネルギー使用量の削減を図ります。
■担当課等	財産活用課

③ 情報システム全体最適化の推進

■取組内容	➢ 情報システム統合受入基盤（※1）を拡張し、個別に運用されているシステムの移行、集約を推進します。
■担当課等	情報企画課

④ 長寿命化施策（※2）の推進

■取組内容	➢ 高度経済成長期に集中投資した公共建築物や公共土木施設等の老朽化が進行していることから、計画的かつ効率的な維持管理を行い、耐用年数の延伸を図り、更新時期の平準化及び補修・更新費用の最小化を図るため、長寿命化施策を推進します。
■担当課等	農地整備課、水産漁港課、技術管理課、財産活用課

【取組目標】 県有建築物のエネルギー使用量 100%（H24） ⇨ 95%（H29）
 情報システム維持管理経費予算額 19億6,400万円（H25） ⇨ 18億2,500万円（H29）

一用語解説一

（※1）情報システム統合受入基盤

個別システムに要する機器調達経費及び運用保守経費の削減を図るため、個々のサーバ更新時期に合わせて「統合受入基盤」（1台のサーバに複数のシステムを仮想的に統合することで、同時に稼働させることができるコンピュータ）への移行を図ることで全体最適化を推進している。

（※2）長寿命化施策

施設の計画的な維持・管理計画を策定し、適切な時期に施設の補修・更新を行うことにより、既存施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図る。

No.36 投資事業の重点化とコストの縮減

取組方針

- ◎ 将来の県民負担につながる県債残高の抑制を図ります。
- ◎ 設計・施工・維持管理のあらゆる段階において公共工事のコスト縮減に取り組むほか、研修会等により公共工事のコスト縮減に関する意識啓発を図ります。
- ◎ 公共建築物や公共土木施設等の維持管理費が今後さらに増大することが見込まれ、必要な改築や維持管理も難しくなるため、計画的・効率的な維持管理を行うことにより、既存施設の延命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。(再掲)

取組内容

① 投資事業の重点化と総額の抑制

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➤ 投資事業について、国庫補助事業を最大限活用するとともに、他県の状況を踏まえつつ、県単独投資事業の規模の適正化を図っていきます。併せて、施設の長寿命化施策や費用対効果の高い事業への事業費の重点配分に努めます。 |
|-------|---|

■担当課等	財政課
-------	-----

② 公共工事におけるコスト縮減

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➤ 設計VE(※)、各種研修会(設計VE、新技術・新工法等)などを通じて、調査設計、工事、維持管理の各段階において公共工事のコスト縮減に取り組みます。 |
|-------|---|

■担当課等	技術管理課
-------	-------

③ 長寿命化施策の推進(再掲)

- | | |
|-------|---|
| ■取組内容 | ➤ 高度経済成長期に集中投資した公共建築物や公共土木施設等の老朽化が進行していることから、計画的かつ効率的な維持管理を行い、耐用年数の延伸を図り、更新時期の平準化及び補修・更新費用の最小化を図るため、長寿命化施策を推進します。 |
|-------|---|

■担当課等	農地整備課、水産漁港課、技術管理課、財産活用課
-------	-------------------------

—用語解説—

(※) 設計VE (Value Engineering)

「気づきにくい改善余地を効果的に見つけ改善する技術」で、6～8人のワークショップ形式で設計の最適化をすること。コスト縮減のほか、参加者の意識改革の効果がある。

參 考 資 料

(参考資料1) 策定経過

平成 25 年	秋田県行財政改革推進委員会（第 1 回）
5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none">・ 新行財政改革大綱の平成 24 年度実績及び平成 25 年度実施計画（案）について・ 次期行財政改革大綱の策定について
6 月 3 日	秋田県行財政改革推進本部（第 1 回）
	<ul style="list-style-type: none">・ 新行財政改革大綱の平成 24 年度実績について・ 新行財政改革大綱の平成 25 年度実施計画（案）について・ 次期行財政改革大綱の基本方針（案）について
17 日	秋田県議会総務企画委員会・予算特別委員会総務企画分科会
	<ul style="list-style-type: none">・ 第 2 次新行財政改革大綱（仮称）策定事業について・ 新行財政改革大綱の平成 24 年度実績等及び次期行財政改革大綱の基本方針について
7 月 8 日	次期行財政改革大綱の策定に係る県民との意見交換会（地域別・第 1 回）
～19 日	県内 8 か所で県民、市町村との意見交換会を開催。 <ul style="list-style-type: none">・ 次期行財政改革大綱の基本方針について
29 日	秋田県行財政改革推進委員会（第 2 回）
	<ul style="list-style-type: none">・ 次期行財政改革大綱の素案（たたき台）について
9 月 9 日	秋田県行財政改革推進本部（第 2 回）
	<ul style="list-style-type: none">・ 次期行財政改革大綱の素案について
25 日	秋田県議会総務企画委員会
	<ul style="list-style-type: none">・ 次期行財政改革大綱の素案について
10 月 9 日	次期行財政改革大綱の策定に係る県民との意見交換会（地域別・第 2 回）
～30 日	県内 8 か所で県民、市町村との意見交換会を開催。 <ul style="list-style-type: none">・ 次期行財政改革大綱の素案について

平成 25 年	秋田県行財政改革推進委員会（第 3 回）
10 月 28 日	・ 次期行財政改革大綱の取組項目及び取組内容（案）について
11 月 6 日	秋田県・市町村協働政策会議総会
	・ 次期行財政改革大綱の素案について
20 日	次期行財政改革大綱の策定に係る全県意見交換会
	秋田市で県民、市町村との意見交換会を開催。
	・ 講演：自治体行政改革の動向―「これまで」と「これから」― （静岡文化芸術大学 文化政策学部 田中 啓 教授）
	・ 秋田県における行財政改革の取組について
12 月 9 日	秋田県議会総務企画委員会
	・ 「新行財政改革大綱（第 2 期）（仮称）」（案）の概要について
12 日	パブリックコメント ※ 平成 26 年 1 月 14 日まで
～	・ 「新行財政改革大綱（第 2 期）（仮称）」（案）
平成 26 年	秋田県行財政改革推進委員会（第 4 回）
2 月 6 日	・ 「新行財政改革大綱（第 2 期）」（案）について
3 月 5 日	秋田県議会総務企画委員会
	・ 「新行財政改革大綱（第 2 期）」（案）について
24 日	秋田県行財政改革推進本部（第 3 回）
	・ 「新行財政改革大綱（第 2 期）」（案）について

(参考資料2) 秋田県行財政改革推進委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
秋 葉 丈 志	国際教養大学グローバル・スタディズ課程 准教授	副委員長
石 井 友 子	有限会社藤倉食品 社長	
大 塚 妙 子	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
桑 原 透	株式会社桑原 代表取締役社長	
東海林 悟	日本労働組合連合会秋田県連合会 会長	
高 橋 愛 来	秋田大学教育文化学部 3年次	
野 澤 一 美	インターフェイス株式会社 代表取締役	
日 景 賢 悟	秋田活性化株式会社 代表取締役 釈迦内サンフラワープロジェクト実行委員会 代表者	
藤 原 芳 子	特定非営利活動法人あきた福祉共生会 理事長	
松 田 知 己	美郷町長	
松 渕 秀 和	一般財団法人秋田経済研究所 専務理事・所長	委 員 長
湊 たつ子	秋田県農業協同組合中央会女性組織協議会 副会長	
横 山 忠 長	にかほ市長	

※ 「所属・役職等」の欄は、平成26年3月時点。

新行財政改革大綱（第2期）

秋田県総務部総務課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話 018(860)1054

FAX 018(860)1056

E-mail Soumuka@pref.akita.lg.jp

